

泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月

泉北環境整備施設組合

1 趣旨

本要領は、泉北環境整備施設組合（以下「本組合」という。）が計画している一般廃棄物処理施設の整備に係る基本構想を策定するに当たり、泉北クリーンセンター基本構想策定業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務委託名
泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容
別紙「泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結の日から令和5年3月20日まで
- (4) 発注者
泉北環境整備施設組合 管理者 阪口伸六
- (5) 予算額
14,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 事業者選定方法等

本業務の業者選定にあたっては、本組合の考えを高い技術力で具体化できる最も適した委託先を選定する必要があり、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案者及び提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定するものである。

また、業者選定後、当該優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で業務委託契約を締結するものである。

4 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本組合及び本組合構成市（泉大津市、和泉市、高石市）並びに大阪府いずれかの一般競争入札参加停止、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 泉北環境整備施設組合契約における暴力団等の排除措置に関する規則（別添書類1以下「措置規則」という。）に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置規則別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (7) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に会員として登録していること、又は当該会員でなくても同種同様の業務を行っており、これまでに国又は地方自治体と同種の委託業務実績を有していること。
- (8) 管理技術者を配置するものとし、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】または【総合技術管理部門（衛生工学－廃棄物管理）】の資格を有するものであること。
- (9) 過去 5 年において、処理能力 300 t /24 h 以上のごみ焼却施設に関する一般廃棄物処理施設整備基本構想策定等の業務完了実績を 1 件以上有すること。

5 実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは、表 1 のとおりとする。

表 1 実施スケジュール

項目	期 日
告示	7 月 5 日（月）
実施要領等の配布期間	告示の日から 7 月 16 日（金）まで
参加申込書の受付期間	告示の日から 7 月 16 日（金）まで
質問書受付期間	7 月 6 日（火）から 7 月 12 日（月）まで
質問書に対する回答	7 月 14 日（水）
一次審査	7 月 19 日（月）から 7 月 21 日（水）まで
一次審査結果（参加資格確認結果）の通知 及び企画提案書の提出要請	7 月 26 日（月）から 7 月 27 日（火）まで
企画提案書の受付期間	7 月 27 日（火）から 8 月 6 日（金）まで
二次審査（プレゼンテーション等）の実施	8 月 18 日（水）予定
優先交渉権者の決定	8 月中旬予定
審査結果の通知	8 月中旬予定
契約締結	8 月下旬予定

6 担当課（連絡先・提出場所）

〒594-0001 大阪府和泉市舞町 87 番地

泉北環境整備施設組合 環境部資源循環型社会推進課

TEL：0725-41-2030 FAX：0725-41-2115

E-mail: senboku_proposal@star.ocn.ne.jp

7 参加申込の手続き

(1) 実施要領等の配布期間

ア 配布期間

令和3年7月5日（月）から令和3年7月16日（金）まで

イ 配布方法

本組合ホームページからダウンロード

組合ホームページ： <http://www.senbokukankyo-ichikumi.org>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和3年7月6日（火）から令和3年7月12日（月）午後5時まで

イ 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、担当課宛に提出すること。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

ウ 回答期限

令和3年7月14日（水）

エ 回答方法

本組合ホームページに掲載する。（質問者名は公開しない。）

回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(3) 参加申込書の提出

ア 受付期間

令和3年7月5日（月）から令和3年7月16日（金）まで

※土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ただし、郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。

イ 提出場所

環境部資源循環型社会推進課

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着のこと。）

エ 提出書類及び部数

次の①から④の書類を各2部ずつ、⑤から⑦の書類を各1部ずつ提出すること。

①プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社概要調書（様式第3号）

③業務実績調書（様式第4号）

④管理技術者業務実績等調書（様式第5号）

⑤法人登記簿謄本、代表者の印鑑証明

⑥法人の決算書（直近3期のBS、PL、直近1期の勘定科目内訳書）

⑦法人税と消費税の申告書及び納税証明書その1の写し

⑧暴力団等排除に関する誓約書（措置規則様式第1号）

8 プロポーザル参加資格の確認及び一次審査

本組合は、提出された参加申込書等に基づき、プロポーザル参加資格の確認及び一次審査を行う。

(1) 一次審査方法

参加申込者が5者以上ある場合は、表2に掲げる審査項目及び審査内容について審査し、上位4者以内をプロポーザルの参加者として選定する。なお、参加申込者が4者以下であっても、一次審査は行う。

表2 一次審査の評価項目と配点

審査項目		審査内容	配点
業務実績等	会社概要・財務状況	技術士数、支店・営業所等の所在地 財務状況、売上実績等	5
	業務実績	過去10年間の業務実績（同種・類似業務と認められるもの。）	5
	管理技術者業務実績等	保有資格、個人業務実績、個人手持業務	5
合計			15

(2) 結果通知

一次審査結果又は参加資格確認結果は、令和3年7月27日（火）までに、参加申込者全員に電子メールにて通知するとともに、プロポーザルに参加することとなった者（以下「参加者」という。）には企画提案書類の提出について要請する。

9 企画提案書類及び参考見積書の作成・提出

参加者は、仕様書及び別添参考資料1・2を熟読のうえ、次のとおり、企画提案書類及び参考見積書を作成し提出すること。

(1) 企画提案書類

企画提案書類は次のとおりとし、様式は様式集に定める。

- ア 企画提案書類表紙（様式第6号）
- イ 業務実施方針（様式第7号）
- ウ 業務実施体制・手法（様式第8号）
- エ 業務実施スケジュール（様式第9号）
- オ 業務に関する提案（様式第10号）

テーマ番号	テーマ名
①	用地選定手法の検討
②	建設費削減の検討

③	脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に向けた施設の活用策
④	廃止施設等の活用策
⑤	独自提案

(2) 参考見積書

参考見積書は任意様式とする。

年度ごとに部分払いを行うため、令和3年度及び令和4年度ごとに積算し、それぞれの積算内訳を添付すること。

(3) 企画提案書類及び参考見積書の提出

ア 受付期間

令和3年7月27日（火）から令和3年8月6日（金）まで

※土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

環境部資源循環型社会推進課

ウ 提出方法

持参による。

エ 提出部数

企画提案書類（様式第6～10）、参考見積書とも 原本 1 部（社印及び代表者印を押印すること）、副本（複写可）10 部（押印不要）

※様式の作成にあたって、副本には参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。記載した場合は、失格とする場合がある。

また、提出書類と合わせて同内容の電子データ（CD-R 又は DVD-R）を提出すること。

10 企画提案書類の審査（二次審査）

企画提案書類及びプレゼンテーション等の内容について審査する。

(1) 審査項目・審査内容

参加者は、別表「二次審査の基準」のうち、「企画提案」の審査項目についてプレゼンテーションを行う。なお、「業務実績等」及び「参考見積」の審査項目は、別途、担当課において、書類に基づき評価する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング日時及び場所

令和3年8月中旬を予定

※日時、場所等は、別途連絡する。

(3) 出席者（説明者）

3名以内とする。原則として、担当する管理技術者を含むものとし、説明及び質疑に対する回答を行う。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションは、説明者より 25 分の説明を行い、その後、25 分の質疑応答を実施する。（全体で 50 分以内を予定する。）

イ 説明の際に必要な備品は、各自で用意すること。

留意事項

ア プレゼンターは配置予定の管理技術者または担当技術者が必ず行うこと。

イ 説明は提出した企画提案書等（見積書を除く）に基づいて行うものとし、追加資料の持込みは認めない。また、参加者を判別できるような名称やロゴマークは使用しないこと。

ウ プレゼンテーションに当たってパソコン、プロジェクター等の使用を認める。

※1 社あたり設営準備5分以内、撤収作業5分以内とする。

エ プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、事前に申し出る事とし、参加者において必要な機器を用意すること。（スクリーンは、本組合で用意する。）

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者の独自のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開のもとで実施する。ただし、事務局職員は例外とする。

カ プレゼンテーション及びヒアリングにおいて口頭で提案したことについては、契約内容に含むものとする。

11 優先交渉権者の決定

(1) 選定方法

ア 泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、二次審査及び参考見積書の評価結果に基づき、最も評価点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

イ 最も評価点の高い参加者が2者以上あるときは、企画提案に係る点数が高い参加者を選定する。

ウ 最も高い評価点を獲得した場合であっても、企画提案に係る点数が配点の50%に満たない場合は失格とし、次点の者を選定する。

(2) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても、同様に審査を行い、当該1者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、速やかに参加者に通知するとともに、本組合ホームページに公表する。

12 契約の締結

(1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、本組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。

(2) 仕様書の内容が確定したのち、価格交渉を行い、契約額を決定する。

(3) 交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

(4) 委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他本要領及び本組合が指定した事項に違反した場合

14 留意事項

- (1) 参加申込書類及び企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用その他本件プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合、参加資格がある旨の通知を受けなかった場合又は一次審査を通過しなかった場合は、企画提案書を提出することができない。
- (3) 参加資格がある又は一次審査を通過した旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、プロポーザル審査に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定の管理技術者は、特別な事情がない限り変更はできない。
- (9) 提出された書類等は、組合情報公開条例（平成 22 年条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 提出書類の提出後に辞退する場合は、担当課に連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退を理由として、以降の受注者選定において不利益な取り扱いをすることはない。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業が中止となった場合は、告示後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、本組合は一切の責任を追わない。
- (12) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

別表 二次審査の基準

二次審査の基準

審査項目		審査内容	配点	様式
業務実績等	会社概要 財務状況	技術士数、支店・営業所等の所在地 財務状況、売上実績等	5	第3号
	業務実績	過去10年間の業務実績（同種・類似業務と認められるもの。）	5	第4号
	管理技術者業務実績等	保有資格、個人業務実績、個人手持業務実績等	5	第5号
企画提案	業務実施方針	業務内容及び業務目的の理解度 本圏域のごみ処理体制に対する理解度	10	第7号
	業務実施体制・手法	業務推進体制、実施手法の妥当性 課題に対する対処方法	10	第8号
	業務実施スケジュール	業務量把握、業務推進体制の把握	5	第9号
	業務に関する提案	各テーマで要求する事項の的確な把握 各テーマの作業方法の具体性 各テーマの提案内容の実現性・実用性 ※①～⑤のテーマについて、それぞれ審査を行う。	40	第10号
	プレゼンテーションの実施	業務に対する意欲 専門知識・技術力の豊かさ 質問に対する応答性、丁寧さ	10	
参考見積		適正価格	10	
合 計			100	

※ 一次審査の「業務実績等」の得点は、二次審査に継承する。

参考見積価格の定量化審査

(1) 参考見積価格に関する配点

参考見積価格に関する配点は10点（満点）とする。

(2) 価格提案に関する得点化方法

価格提案に関する得点化方法は、参考見積価格について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点第3位を四捨五入した値とする。

算定式

$$\text{価格配点} = \text{最低見積価格} \div \text{各事業者の見積価格} \times 10 \text{点}$$

※見積価格のうち最も低い価格を10点とし、その最低見積価格と、各事業者の見積価格の比率で配点を行う。